

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯山市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)において、取り扱う全てのシステム操作者に対しては守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

飯山市長

公表日

令和6年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務（国10万円）【令和4年12月31日終了】</p> <p>(2) 令和4年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務（国5万円）【令和5年3月31日終了】</p> <p>(3) 令和4年度 生活困窮世帯緊急支援金支給事務（県3万円）【令和5年3月31日終了】</p> <p>(4) 令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務（地方創生臨時交付金事業）（国3万円）【令和6年3月29日終了】</p> <p>(5) 令和5年度 長野県価格高騰特別対策支援金支給事務（県2万円）【令和6年3月29日終了】</p> <p>(6) 令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務（デフレ脱却交付金事業）（国7万円）【令和6年3月29日終了】</p> <p>(7) 令和5年度 物価高騰対応重点支援給付金支給事務（地方創生臨時交付金事業）（国10万円＋こども加算）</p> <p>(8) 令和6年度 物価高騰対策給付金支給事務（新たな低所得者支援）（国10万円＋こども加算）</p> <p>(9) 令和6年度 定額減税補足給付金（調整給付）支給事務</p>
③システムの名称	臨時給付金システム、住民基本台帳システム、個人住民税システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付金ファイル（住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル 等）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法（平成25年法律第27号）第9条第1項 及び 別表の135の項・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法第19条第1項第8号・番号利用法第19条第1項第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項 及び 162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯山市 総務部 総務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-67-0720（課代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯山市 民生部 保健福祉課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-67-0727（課代表）

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R6.2.26	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 令和5年度 物価高騰対応重点支援給付金支給システム(地方創生臨時交付金事業)(国10万円+こども加算)</p>	事後	
R6.2.26	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年2月26日時点	事後	
R6.2.26	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年2月26日時点	事後	
R6.5.27	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項 及び 別表第一の101の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法(平成25年法律第27号)第9条第1項 及び 別表の135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R6.5.27	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第二の121の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の4	・番号利用法第19条第1項第8号 ・番号利用法第19条第1項第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び162条	事後	
R6.7.1	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)～(3) 省略 (4) 令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務（地方創生臨時交付金事業）（国3万円） (5) 令和5年度 長野県価格高騰特別対策支援金支給事務（県2万円） (6) 令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務（デフレ脱却交付金事業）（国7万円） (7) 省略 (8) 令和6年度 物価高騰対策給付金支給事務（新たな低所得者支援）（国10万円＋こども加算）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)～(3) 省略 (4) 令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務（地方創生臨時交付金事業）（国3万円）【令和6年3月29日終了】 (5) 令和5年度 長野県価格高騰特別対策支援金支給事務（県2万円）【令和6年3月29日終了】 (6) 令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務（デフレ脱却交付金事業）（国7万円）【令和6年3月29日終了】 (7) 省略 (8) 令和6年度 物価高騰対策給付金支給事務（新たな低所得者支援）（国10万円＋こども加算）	事後	
R6.7.1	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月26日時点	令和6年6月3日時点	事後	
R6.7.1	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月26日時点	令和6年6月3日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
-----	----	--------	--------	------	-----------